

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

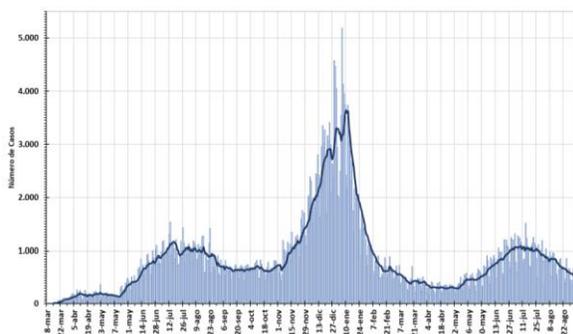
令和3年9月8日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

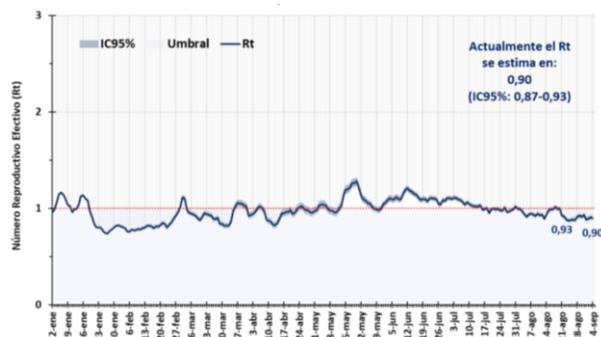
項目	目標	現状 (括弧内は前週比) (※項目は前々週比)
1週間の新規感染者数	—	3,316(-903)
1週間の新規死亡者数	—	38(-2)
検査陽性率	—	5.7%(-0.7)
実効再生産数 (Rt)	1.0以下	0.9(-0.03)
致死率	3%未満	1.5% (±0)
利用可能な病床数※	20%以上	45% (+2)
利用可能な I C U 病床数※	15%以上	54%(+1)
利用可能な人工呼吸器※	—	78% (+1)

(出典:9月7日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:9月7日汎米保健機構発表)

活動制限の現状

	保健省発表による規制措置等 (パナマ県)
1 夜間外出禁止 (継続)	9/8より、パナマ県において、全ての曜日で午前1時から午前4時まで夜間外出禁止時間を短縮 (終了時間を従来の午後12時より1時間延長) ※8/9より、タボガ島、オトケ東・オトケ西は夜間外出禁止措置を撤廃。
2 経済活動等	9/8より、パナマ県のレストラン等の商業施設の営業終了時間は午後12時。(従来の午後11時より1時間延長)
3 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 (ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで) (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 4/5以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで (アルコール販売・消費の禁止) (3) 4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可 (収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止) (4) 5/3より、オープンスペースのレストラン&バー等におけるライブ演奏 (6人以下) の許可 (ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで)